

「一帯一路」-政策の進捗状況について②-

※ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、S B I アセットマネジメントが作成

2018年4月

中国による一帯一路政策の進捗状況

中国がアジア域内での存在感や影響力の拡大に向けて一路一帯政策を主導し、取り組みを強化しています。直近では、バングラデシュのダッカ証券取引所の株式取得や、周辺諸国に対して多額の融資の約束などが行われました。本レポートでは、こうした中国による一帯一路政策の直近の進捗状況についてご紹介いたします。

影響力拡大を深化させる中国の動向

【①アジア域内での影響力を拡大させる中国】

- 中国がアジア域内での存在感や影響力拡大の取り組みを深化させています。その好例として、直近では同国の証券取引所連合が、同時期に応札していたインドのナショナル証券取引所を上回る魅力的な提案により、2月にバングラデシュのダッカ証券取引所の株式を25%取得したことが挙げられます。
- なお、中国の証券取引所連合は、2016年にもパキスタン証券取引所の株式の40%を取得しています。今回の株式取得はハード面のインフラ支援から、金融資産の取得といった中国の取り組みが継続していることを示しています。



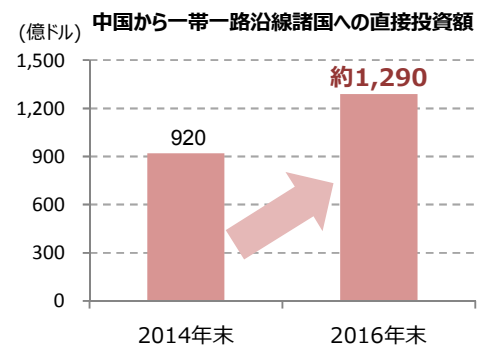
「一帯一路」構想とは？

陸と海の2つの経路で中国から東南アジア、中央アジア、インドやアフリカを経由しヨーロッパまでを結ぶ、巨大なシルクロード経済圏樹立を目指したもので、2013年に中国の習近平国家主席が提唱しました。

同構想は貿易や資本取引の拡大が目的とされており、影響としては各国の天然資源へのアクセス・利用の多様化、安全保障の確保、物流網や工業団地の発達等、経済規模の拡大が予想されています。

【②広がりを見せる中国の金融支援】

- 中国は既にバングラデシュの重要なパートナーであり、2016～17年度の両国間の貿易額は110億ドルに上ります。そのうち中国の輸入額は、101億ドルにまで達しています。
- また、2016年10月には中国の習近平国家主席がダッカを訪問しました。その際、バングラデシュに対して約35のプロジェクト実施を支援する手段として、およそ200～250億ドルの融資を約束しました。
- こうした金融支援は、中国が他の周辺諸国に行ってきたことと類似しています。ダッカ大学の国際関係学部教授であるイマチェズ・アハメド博士によると、バングラデシュの例と類似した融資は、パキスタン、スリランカ、モルディブ、ネパールに対しても行われています。



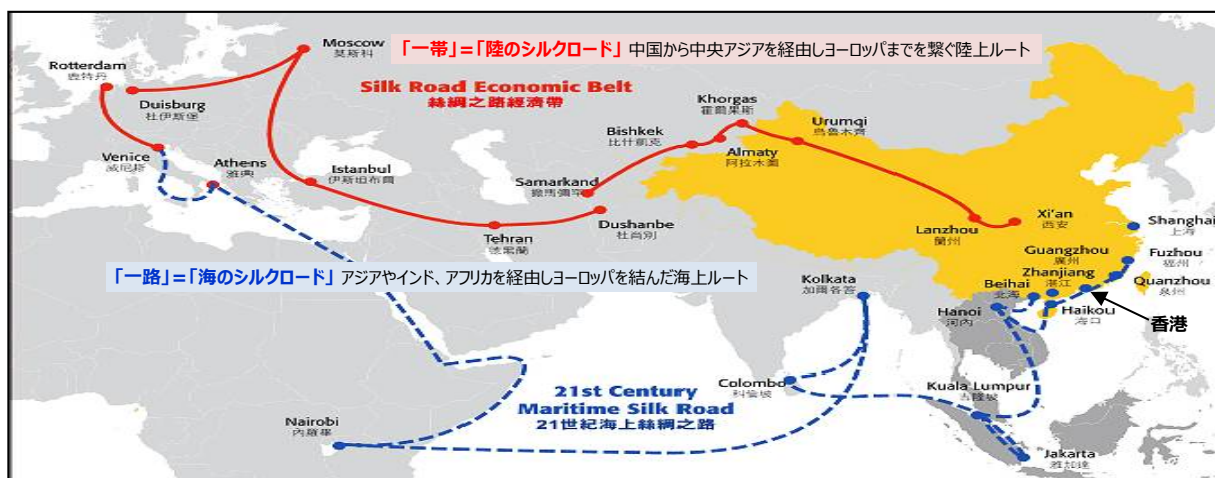
【出所】ハーベスト グローバル インベストメント

「一帯一路」-政策の進捗状況について②-

【③パートナーシップ拡大を重視する中国と周辺国の行方】

- 今回のダッカ証券取引所の株式に対する中国側の応札は、上海証券取引所・深圳証券取引所連合によるものであり、取得総額は1億2,000万米ドルに相当します。
- 具体的な提案内容は、今後10年間にわたる約4,000万ドル相当の無償の技術支援等（研修、技術的指導、技術面の改善・改良、および人材派遣）が含まれるなど、好条件な内容となりました。また、中国側は、今後ダッカ証券取引所による取扱商品（債券、資産担保証券、金融派生商品）の多様化を支援する一方、規制上の課題に関するセミナーの開催も提供する方針です。
- 周辺諸国とのパートナーシップ拡大を重要視する中国は、内向きで保護主義政策を強めつつある米国とは対照的です。中国の影響力が増大していることを考慮すると、中国との関係強化について、より用心深くかつより慎重になる向きが増えつつあることも理解出来ます。
- しかしながら、中国が野心的な計画を実現することは容易ではなく、一帯一路政策への参加国との協調や調整が必要となるでしょう。一帯一路政策の推進にあたって、中国には資金力とノウハウ、志と決意があることから、域内の周辺国は中国とビジョンを共有することにより、恩恵を受ける可能性が高いとみています。

ご参考-「一帯一路」構想マップ



【出所】香港貿易発展局

「一帯一路」政策の恩恵を享受する国々への投資機会

- 一帯一路政策が投資を想定している地域には、「フロンティア諸国」と呼ばれる国々が多く含まれます。フロンティアとは未開拓という意味であり、いわゆる新興国（ブラジルやインド等）の後に発展すると言われている地域や国々を指します。フロンティア諸国に属する国としては、カザフスタン、ベトナムやスリランカ、バングラデシュ、モンゴル等が挙げられます。
- ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドではハーベスト AF エクイティファンドへの投資を通じてフロンティア地域への投資を実現しています。フロンティア地域を活動拠点とする企業が上場している市場（中国など）に投資することで、実質的にフロンティア諸国の経済成長の恩恵を享受することが期待できます。詳しくは交付目論見書をご確認ください。



* P.3の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

「一帯一路」-政策の進捗状況について②-

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドに関するご留意事項

<基準価額の変動要因>

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建て資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場は、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性が考えられます。また、発行情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

* P.3の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

「一帯一路」-政策の進捗状況について②-

＜お申込メモ＞

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：平成23年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	決算日年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は500億円です。
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

＜ファンドの費用＞

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年1.4472%（税抜：年1.34%）を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。 なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	運用管理費用（信託報酬）		
	内訳	（委託会社）	年1.4472%（税抜：年1.34%）
		（販売会社）	年0.648%（税抜：年0.60%）
		（受託会社）	年0.756%（税抜：年0.70%）
	（受託会社）	年0.0432%（税抜：年0.04%）	
	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1}	年0.65%	
	実質的な負担 ^{※2}	年2.0972%	
その他の費用 及び手数料	※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.65%）を表示しています。		
	※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		
ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。 なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜委託会社、その他関係法人＞

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号
加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会（信託財産の運用指図、投資信託説明書（交付目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。）

販売会社 株式会社SBI証券 金融商品取引業者関東財務局長（金商）第44号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金等の受付を行います。）

* P.3の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。